



青森県報

第二千二百二号

平成十五年七月二十二日(火曜日)

目次

告 示

廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ ……一

右 同……………(同) ……二

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(弘前県土 ……三

右 同……………(整備事務所) ……三

告 示

青森県告示第四百八十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第
十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び
青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二 二級河川 堤川水系駒込川

三 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年七月二十二日

四 廃川敷地等の位置

青森市筒井四丁目二二六の二

五 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 三〇七・四三平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりエヌピーオーサポートセンター

三 代表者の氏名

有谷 昭男

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO推進青森会議

三 代表者の氏名

中村 年春

四 主たる事務所の所在地

青森市古川一丁目一六の七

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運

営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与することを目的とする。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社レザンヴィテ 弘前市大字城東北三丁目二の一 代表取締役社長 石川博	削除	平成 一五・一・二〇
株式会社ツインマーボ 大阪府大阪市北区芝田二丁目八 の一〇 光栄ビル五階B号 代表取締役 土敷幸子	削除	一五・二・二〇
タワレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五 の九 代表取締役 キース・カフーン		一五・三・二九

株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役社長 盛田正	株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役社長 盛田明	一五・四・一
エステール株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目一〇 代表取締役 丸山朝	エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二一 代表取締役 丸山朝	一五・五・三

四 届出年月日

平成十五年六月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十五年七月二十二日から同年十一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社産交

二 代表者の氏名 竹内 義浩

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字駅前三丁目二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四六九九号

五 取消年月日 平成十五年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤工務店

二 氏名 工藤 政博

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字唐竹字母原一七の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一一三七一号

五 取消年月日 平成十五年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭